

## 多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多賀町入札参加資格者名簿に登録されていない町内の事業者に対し、町が発注する簡易な土木、左官、および管工事等（以下「簡易修繕工事等」という。）において、その受注機会を拡大することにより、町内経済の活性化を図ることを目的とし、簡易修繕工事等の契約を希望する事業者（以下「契約事業者」という。）の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる工事)

第2条 簡易修繕工事等の対象となる工事は、多賀町財務規則（昭和39年多賀町規則第4号）第131条に定める随意契約によるもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町が発注する小規模で技術的内容が軽易であるもの
- (2) 1件の予定価格（消費税および地方消費税を含む。）が50万円未満であるもの

### (登録できる者)

第3条 契約事業者として登録できる者は、町内に事業所を有し本町に法人住民税を納付する事業者または町内に住所を有する個人事業者等（以下「事業者等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 町税および町徴収金を滞納している者
- (2) 多賀町入札参加資格者名簿に登録がある者（従業員を含む。）
- (3) 成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産者であって復権を得ない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびそれらの利益となる活動を行っている者ならびに滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）に規定する暴力団員等である者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、本町の契約の相手方として不相当と認められる者

### (登録工事の種類)

第4条 契約事業者が登録できる簡易修繕工事等の種類（「以下「業種という。」）は、別表のとおりとする。

2 契約事業者は、下請負契約によらず、自らの施工実績を有する業種にのみ登録するこ

とができる。

(登録の申請)

第5条 契約事業者として登録を申請しようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録申請書 (別記様式第1号)
- (2) 誓約および同意に関する届出書 (別記様式第2号)
- (3) 法人にあつては商業登記簿謄本 (申請時前3月以内のもの)、個人事業主等にあつては事業実施が確認できる書類 (個人事業の開業届出書等の写し)
- (4) 登録を希望する簡易修繕工事等を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による登録申請は、随時とし、登録後であっても追加の申請を認める。

(登録の適否等)

第6条 町長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録名簿 (以下「名簿」という。) への登録の適否を決定する。ただし、第3条に規定する登録事業者として登録ができない者に該当する場合は、当該申請書を提出した者にその旨を別に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により名簿への登録を決定したときは、名簿に登録するものとする。

(登録の期間)

第7条 名簿への登録期間は、登録のあつた日から翌年度末までとする。

(変更等の届出)

第8条 名簿に登録された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録変更・廃止届 (別記様式第3号) を町長に提出しなければならない。

- (1) 所在地または住所ならびに連絡先を変更したとき。
- (2) 事業を廃止したとき。
- (3) 法人の名称または代表者を変更したとき。
- (4) 登録した業種を変更しようとするとき。
- (5) 登録を抹消しようとするとき。

(登録者の取扱い)

第9条 町長は、簡易修繕工事等に該当する契約に係る事業者選定に際しては、多賀町入札参加資格者名簿に登録がない多賀町商工会会員と本制度登録者に対し、積極的に見積り参加の機会を与えるように努めるものとする。

(登録の取消し)

第10条 町長は、名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 倒産し、または破産したとき。
- (3) 虚偽または不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 履行に関し法令に違反する行為があり情状が特に重いときまたは一括下請負をしたとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、履行に関し不正または不誠実な行為があったとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録制度実施要領の廃止)

- 2 多賀町小規模修繕工事等契約事業者登録制度実施要領（令和4年多賀町要綱第23条）は、廃止する。

別表（第4条関係）

簡易修繕工事等の種類

業種	具体的な工事の内容（簡易なものに限る）
土木	道路（側溝等）修繕、水路修繕、等
左官	左官修繕、モルタル修繕、吹付け修繕、等
屋根	屋根ふき（鋼板・瓦葺き等）修繕、雨樋修繕、等
電気・通信	構内電気設備修繕、照明設備修繕、放送設備修繕、等
管	空調設備修繕、給排水設備修繕、給湯設備修繕、ガス設備修繕、等
タイル・ブロック・石	コンクリートブロック積み修繕、タイル張り修繕、石材修繕、等
板金	建築板金加工取付け修繕、等
ガラス・サッシ	ガラス加工取付け、サッシ・網戸取付け、等
塗装	塗装、防水塗装、等
内装仕上	天井・壁・床仕上げ修繕、畳・カーテン取付け、等
建具	ふすま・障子・木製建具取付け、等
造園	植栽、伐採、剪定、公園設備、等
その他	上記にあてはまらない簡易な修繕

別記

様式第1号(第5条関係)

# 多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録申請書

年 月 日

多賀町長 様

多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録制度実施要綱第5条の規定により登録を申請します。

所在地または住所	〒 多賀町大字		
商号または名称	(ふりがな)		
代表者(職・氏名)	(ふりがな)		
電話番号		FAX番号	
業種 (裏面業種一覧)			
業務年数	年 月		

## 添付書類

- ・ 誓約および同意に関する届出書(別記様式第2号)
- ・ 法人にあつては商業登記簿謄本(申請時前3月以内のもの)、個人事業主等にあつては事業実施が確認できる書類(個人事業の開業・廃業等届出書の写し等)
- ・ 登録を希望する簡易修繕工事等を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ・ その他町長が必要と認める書類

## 簡易修繕工事等の種類

業種	具体的な工事の内容（簡易なものに限る）
土木	道路（側溝等）修繕、水路修繕、等
左官	左官修繕、モルタル修繕、吹付け修繕、等
屋根	屋根ふき（鋼板・瓦葺き等）修繕、雨樋修繕、等
電気・通信	構内電気設備修繕、照明設備修繕、放送設備修繕、等
管	空調設備修繕、給排水設備修繕、給湯設備修繕、ガス設備修繕、等
タイル・ブロック・石	コンクリートブロック積み修繕、タイル張り修繕、石材修繕、等
板金	建築板金加工取付け修繕、等
ガラス・サッシ	ガラス加工取付け、サッシ・網戸取付け、等
塗装	塗装、防水塗装、等
内装仕上	天井・壁・床仕上げ修繕、畳・カーテン取付け、等
建具	ふすま・障子・木製建具取付け、等
造園	植栽、伐採、剪定、公園設備、等
その他	上記にあてはまらない簡易な修繕

誓約および同意に関する届出書

年 月 日

多賀町長 様

申請者 所在地または住所 多賀町大字

商号または名称

代表者(職・氏名) 印

(自筆の場合は押印不要)

私は、多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録制度の趣旨を十分に理解したうえで登録の申請を致します。

また、申請にあたり、多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録制度実施要綱第3条の資格を有する者であつて、本申請書および添付書類に記載した事項は、事実と相違なく、認定を受けたうえは、見積り・契約・施工等に係る関係法令等を遵守し、誠実にこれを履行することを誓約します。

なお、納付すべき町税および町徴収金については、本申請時に未納のないことおよび登録期間中滞納しないことを誓約し、納付状況について調査されることに同意します。

万一、上記に違反する行為があったときは、事業者登録の取消し等の処分を受けても異議の申し立てをおこないません。

## 多賀町簡易修繕工事等契約事業者登録変更・廃止届

年 月 日

多賀町長 様

多賀町簡易修繕工事等事業者登録制度実施要綱第8条の規定により、変更・廃止を届出ます。

所在地または住所	〒 多賀町大字		
商号または名称	(ふりがな)		
代表者(職・氏名)	(ふりがな)		
電話番号		FAX番号	

### 変更事項

番号	変更年月日 変更項目	変更前	変更後	備考
1				
2				
3				

※ 変更に伴う関係書類を添付してください。(廃止の場合は、添付書類の提出の必要はありません。)